

2017年1月18日

エコマーク商品類型 No.101「かばん・スーツケース Version1.7」の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマーク商品類型 No.101「かばん・スーツケース Version1.7」では、繊維材料を使用するかばんについて、“分類 B.布製ショッピングバッグ、トートバッグ”、“分類 C.布製かばん”、“分類 E.その他のかばん”として基準を定めているが、主要な基準項目を引用している繊維製品に関する商品類型の No.103「衣服」、No.104「家庭用繊維製品」および、No.105「工業用繊維製品」が 2015年8月1日に Version2 から Version3 に改定された。Version3 で認定を受けた生地等を用いられることも想定されるため、基準の内容、証明方法について、整合をとる改定を行うこととした。

主な改定内容は、①綿線品の無漂白・過酸化水素漂白・オゾン漂白について CO₂ 排出削減、使用薬剤の規定の追加、②植物由来合成繊維、故繊維に関する基準項目の追加、③羊毛、セルロース系化学繊維に関する基準項目の追加、④有害物質に関する基準について、一部追加および変更である。

2. 対象となる商品類型および分類

<No.101「かばん・スーツケース Version1.7」>認定基準書

部分改定を実施する分類

- B. 革製ショッピングバッグ・トートバッグ
- C. 革製かばん
- D. 合成皮革製／人工皮革製かばん
- E. その他のかばん

3. 部分改定について

1) 改定日：2017年4月1日

2) 改定箇所（下線部分を追加、見え消し部分を削除）

3. 用語の定義：No,103～105 の内容と整合（（各文言の変更、「繊維由来リサイクル繊維」、「植物由来合成繊維」「セルロース系化学繊維」およびそれらに関わる用語の追加。）変更箇所のみ記載。

プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程内 （工場） でリサイクルされるものは除く。
------------	---

リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。ここでは、リサイクルにおよびケミカルリサイクル繊維を含むものとするをいう。エネルギー回収（サーマルリサイクル）は含まない。
プレコンシューマ素材	合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
未利用繊維	コットンリッター、および紡績時に発生する短繊維（同グレードの糸としては利用できないものや、利用に際し何等かの処理を必要とするもの）、廃植物繊維質から取り出した繊維（バナナ繊維など）などからなる、未利用原料を用いた繊維。
リサイクル繊維	プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材からリサイクルされた繊維。リサイクルの方法により、反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、または、ケミカルリサイクル繊維。ただし、ここでは織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずおよび使用済み衣服などから反毛工程を経ず直接撚糸した繊維を含む。これらを使用した製品の中には、不織布端材を直接撚糸したタフトカーペット、古布を引き裂いて細かい糸状とし織物をしたさきおりなど、その他のリサイクル繊維（故繊維から直接に撚糸、裁断、裂き織りなどによりリサイクルされた繊維）がある。
故繊維	不要になった中古衣類を含む廃繊維製品類。家庭や事業所から回収される使用済みの古着、古布である「ボロ」と、織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずなどの製造工程から発生する「屑繊維」両方を指す。
反毛繊維	織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずおよび使用済み衣服など（ここでは裂き織りなどを含む）による反毛材からなる繊維。プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材の故繊維を反毛機で解きほぐし、綿状に戻した繊維。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品およびプレコンシューマ素材などの合成樹脂または合成繊維の再生原料から、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーからなる繊維。
ポリマーリサイクル繊維	ポストコンシューマ素材およびプレコンシューマ素材の合成樹脂または合成繊維の再生原料を、再生処理フレークまたはペレットなどを利用してポリマー構造を変えずにリサイクルされた樹脂からつくられたした繊維。
繊維由来リサイクル繊維	ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維のうち、故繊維を主原料としたリサイクル繊維。プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材の故繊維を原料として対象とするが、ポストコンシューマ素材の故繊維を受け入れてリサイクルしている実績がある場合に限る。繊維化までの一連のリサイクル工程に投入される主たる再生原料が故繊維であれば、投入される再生原料の一部に廃プラスチックが含まれる場合でも、投入される

	再生原料の全量を故繊維由来とみなすことができる。
植物由来合成繊維	植物由来プラスチックを原料とする合成繊維。
植物由来プラスチック	植物を原料とするプラスチック。ISO16620-1: 3.1.4 に定義される <u>biobased synthetic polymer</u> (原文 <u>polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es), wholly or partly from biomass resources</u>)のうち、植物を原料とするものを指す。
バイオベース合成ポリマー含有率	製品(または認定の基準で指定する部分)に占める植物由来合成繊維に含まれる植物由来原料分の比率。ISO 16620-1 3.1.5 に定義される <u>biobased synthetic polymer content</u> を指す(原文 <u>biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product</u>)。
セルロース系化学繊維	天然高分子(セルロース)を原料として、化学薬品で処理して溶解した後に、繊維の形に成形するとともに元の組成の高分子に戻した繊維(再生繊維)、または天然高分子に化学薬品を結合させたものを原料とした繊維(半合成繊維)。再生繊維としては、キュプラ、レーヨン、ポリノジックなど、半合成繊維としてはアセテート、トリアセテートなどがある。
森林認証制度	独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を営業者の森林管理水準を評価・認証する仕組み(林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」より)。
クレジット方式	個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材が等しく使われているとみなす方式をいう(環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成27年2月)」より抜粋)。
廃植物繊維質	農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣(通常は廃棄される茎など)を原料とする繊維。など、通常は廃棄される茎などの未利用の植物の繊維質部分。

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- ①綿線品の無漂白・過酸化水素漂白・オゾン漂白についてCO₂排出削減、使用薬剤の規定の追加
- ②植物由来合成繊維、故繊維に関する基準項目の追加
- ③羊毛、セルロース系化学繊維に関する基準項目の追加
(分類Bのみ)

(1)製品は、以下のa、b、c、d、**e、f、g**の要件のいずれかに適合すること

- a. 製品全体の総質量(繊維部分質量とし、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属を除く繊維部分重量。以下、繊維部分質量とする)に占める未利用繊維またはリサイクル織

維の質量割合が表1の基準配合率を満たすこと。~~または、表生地~~の総質量に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が表1の基準配合率を満たすこと。なお、エコマーク認定の小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料を使用する場合には、その再生材料を使用した小付属は製品全体の総質量およびリサイクル繊維の質量として基準配合率に含めて分を質量割合の計算に計上してもよい。

表1 繊維毎の製品全体[表生地]の総質量に対する基準配合率

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維	10%以上	キユプラ繊維を使用した製品の基準配合率は70%以上未利用原料が10%以上となること。	
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上 [60%以上]	樹脂量として再生 PET 、再生 PE または再生 PP などポリマーが50%以上 [60%以上] となること。
		25%以上	<u>繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが25%以上。</u>
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上 [60%以上]	モノマー量として再生モノマーが50%以上 [60%以上] となること。
		25%以上	<u>繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが25%以上。</u>
<p>ポリマーリサイクル繊維とケミカルリサイクル繊維を複合して使用する場合は、以下の計算式による配合率が、基準配合率50%[60%]を満たすこととする。</p> <p>—(AxB+CxD) / 100</p> <p>A=ケミカルリサイクル繊維材料の製品全体での比率(%)</p> <p>B=ケミカルリサイクル繊維材料中の再生モノマー配合率(%)</p> <p>C=ポリマーリサイクル繊維材料の製品全体での比率(%)</p> <p>D=ポリマーリサイクル繊維材料中の再生樹脂配合率(%)</p>			
その他のリサイクル繊維	50%以上	糸くず、裁断くず、使用済み衣服などから反毛工程を経ず、直接燃糸した繊維	
廃植物繊維	10%以上		

*表生地は[~~————~~]の基準配合率を適用する。

【証明方法】

紡績事業者の発行する原料(原料名、原料供給事業者名など)証明書、および製品全体(ま

たは表生地)に対する各繊維材料の重量割合の明細を記載した証明書を提出すること。本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、申込者または製造事業者は製品全体の質量割合を記載した証明書を提出すること。繊維材料供給事業者の発行する未利用・再生原料の詳細、再生方法、配合率、管理方法などを記載した原料証明書を提出すること。繊維由来リサイクル繊維の基準を適用する場合は、直近1年間程度の再生原料の受入量(投入量)とその内訳(故繊維、その他廃プラスチックなど)の実績、およびポストコンシューマ素材の故繊維の受入れ体制と実績についても報告すること。ただし、生地などにエコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品Version3」、No.105「工業用繊維製品Version3」認定商品の紡織基礎製品または中間製品を使用する場合は、当該生地などの「商品名(商品ブランド名)」、「認定番号」および「型式(品番)」を付属証明書に記載することで、基準への適合の証明とすることができる原料証明書の提出に代えることができる。

- b. 繊維部分が綿100%の製品(ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属を除く)であること。且つ、無漂白綿、過酸化水素漂白綿またはオゾン漂白綿であって、蛍光増白剤を使用していないこと。オゾン漂白は薬剤の使用を必要最小限にとどめ、過剰に使用しないこと。
- b. 製品全体の総質量(繊維部分質量)の70%以上を占める構成材料が綿であって、糊抜き、精練および漂白の工程において、従来の工程(アルカリ精練、塩素系漂白または過酸化水素(アルカリ)漂白)と比較して、化学物質の使用量を増加させることなく、処理に要するエネルギー使用量(CO₂排出量)を削減する取組を行っていること(工程全体として削減されていれば、いずれかの工程における取組でよい)。かつ、漂白工程においては、無漂白(無精練、酵素精練などで漂白工程がないもの)もしくは酸素系漂白(過酸化水素、オゾンなど)であって、蛍光増白加工がされていないこと。
- ・無漂白の場合、糊抜き、精練の工程において、表2の水生環境に有害な化学物質の使用がないこと。
 - ・酸素系漂白の場合、糊抜き、精練および漂白の工程において、漂白薬剤を除き、原則として表2の水生環境に有害な化学物質の使用がないこと。ただし、従来の工程(アルカリ精練、過酸化水素(アルカリ)漂白)と比較して、CO₂排出量を30%以上削減している場合に限り、従来の工程で使用されていた水生環境に有害な化学物質については、使用量を削減し、該当する成分を繊維中および排水中に残さないことでも可とする。

表2 水生環境に有害な化学物質

水生環境に有害な化学物質は、以下に区分されるものとする。	
・「GHS 化学品の分類および表示に関する世界調和システム」による以下の区分	
【GHS】	H400：水生生物に強い毒性 H410：長期的影響により水生生物に非常に強い毒性 H411：長期的影響により水生生物に毒性
・EU「リスクフレーズ (Direction 67/548/EEC)」に基づく以下の分類	
【R フレーズ】	R50: 水生生物に強い毒性がある R51: 水生生物に毒性がある R52: 水生生物に有害性がある R53: 水生環境中で長期悪影響を引き起こすおそれがある
上記区分が明らかでない薬剤については、以下の条件を満たすことが確認できる薬剤、または Global Organic Textile Standard (GOTS) において使用が認められている薬剤を使用可とする。	
経口毒性 $LD_{50} > 2000 \text{mg/kg}$ かつ以下のいずれかに適合 水生生物毒性 LC_{50} 、 EC_{50} 、 $IC_{50} > 100 \text{mg/L}$ 以上 または 生分解度 70%以上の場合 水生生物毒性 LC_{50} 、 EC_{50} 、 $IC_{50} > 10 \text{mg/L}$ または 生分解度 95%以上の場合 水生生物毒性 LC_{50} 、 EC_{50} 、 $IC_{50} > 1 \text{mg/L}$	
使用可能な薬剤例：	
酵素、クエン酸、酢酸、グルコン酸ソーダ、ソーダ灰、陰・陽・非イオン活性剤（天然脂肪酸のパルミチン酸 Na、オレイン酸 Na、ステアリン酸 Na、ラウリン酸 Na など、または上記条件を満たす界面活性剤）	

【証明方法】

紡績事業者の発行する原料（原料名、原料供給事業者名など）証明書、および製品全体（または表生地）に対する各繊維材料の重量割合の明細を記載した証明書を提出すること。本項目への適合を付属証明書に記載すること。製品全体の混用率について、製品全体の質量割合を記載した証明書を提出すること。

オゾン漂白はまた、糊抜き、精練、漂白の工程におけるエネルギー使用量の削減の取り組みと、工程を担当する事業者の発行する使用薬剤の種類および使用量についても報告を提出すること。使用可能な薬剤例に記載のない薬剤を使用する場合は、表2の有害性に該当しないことがわかる資料（安全データシート (SDS) など）も併せて提出すること。CO₂ 排出量の30%以上削減に該当する場合には、CO₂排出量の比較結果と水生環境に有害な化学物質の処理の説明資料についても提出すること。

- e. 繊維部分が綿などの天然繊維100%の製品(ボタン、ファスナー、ホック、縫糸などの小付属を除く)であること。且つ、有機栽培のものであること。
- c. 製品全体の総質量（繊維部分質量）の 70%以上を占める構成材料が綿であって、第三者認証機関の認証を受けたオーガニックコットンの質量割合が製品全体の総質量(繊維部分質量)の 30%以上であること。オーガニックコットンはトレーサビリティが取れており、

申込製品または申込製品の製造事業者が直接供給を受ける糸や生地について認証機関による証明が可能なものであること。オーガニックの要件は EC 規則、USDA/NOP (米国農務省 National Organic Program) または IFOAM (国際有機農業運動連盟) 認定プログラムなどと同等の基準要件に従ったものとし、転換期のオーガニックコットンも含む。

【証明方法】

紡績事業者の発行する原料(原料名、原料供給事業者名など) 証明書、および製品全体(または表生地)に対する各繊維材料の重量割合の明細を記載した証明書を提出すること。本項目への適合を付属証明書に記載すること。製品全体の混用率について、製品全体の質量割合を記載した証明書を提出すること。

また、オーガニックコットンの質量割合の証明書、および第三者機関の認証書を提出すること。申込製品について認証を受けていない場合は、生地段階以降の繊維材料の認証書、その認証品の出荷状況(商取引証明書など) および認証品の使用割合と管理方法を説明した証明書を提出すること。

d. 製品は使用後に引き取り、適法に引き取られ、再使用(リユース)またはリサイクルされるものであり、以下の①および②を満たすこと。

① 申込者は、使用後に不用品となった製品を引き取り、リサイクルされる仕組みを整えていること。製品のうちでは、構成される素材の70%以上が当該システムによりリサイクル可能な素材で設計されており、リサイクルできない部分は、これを環境に調和した方法でエネルギー回収すること。

② 使用後引き取り、再使用またはリサイクルされること、および引き取りを要請する際の連絡先を製品本体に表示すること。販売先が特定されているなどの理由により周知が容易に行える場合はカタログ、ホームページなどへの表示で代えることも可とする。

【証明方法】

紡績事業者の発行する原料(原料名、原料供給事業者名など) 証明書、および製品全体(または表生地)に対する各繊維材料の重量割合の明細を記載した証明書を提出すること。本項目への適合を付属証明書に記載すること。

①については、別紙に規定する引き取り、リサイクルの体制が整備されていること(引き取りシステム、処理能力、処理内容、製品のリサイクル容易設計など)の説明として広域認定制度の認定書類の写しなどとともに、引き取り、リサイクルの実績の分かる資料を提出すること。また、申込製品ごとに製品全体の素材構成とリサイクル可能素材の割合を記載した証明書を提出すること。

②については、回収を周知するための表示部分を提出すること(エコマーク環境情報表示と使用契約者名、認定番号の表示部分など)。周知が容易に行える場合の表示の代替については、その理由を説明すること。

e. 製品全体の総質量（繊維部分質量）における、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。かつ、製品全体の総質量（繊維部分質量）に占める植物由来合成繊維の質量割合が25%以上であること。なお、小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料に植物由来プラスチックを使用する場合には、その植物由来プラスチック（原料樹脂）分を植物由来合成繊維として、バイオベース合成ポリマー含有率および植物由来合成繊維の質量割合の計算に計上してもよい。

植物由来合成繊維は、PET繊維、PE繊維、PLA繊維またはPTT繊維を対象とし、使用される植物由来プラスチック（原料樹脂）は、以下①および②の要件を満たすこと。

- ① 植物原料の栽培から植物由来プラスチック（原料樹脂）製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表3のチェックリストに適合すること。
- ② 植物由来プラスチック（原料樹脂）について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量（CO₂換算）が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント（LCA）によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット（グリーン電力の購入など）によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、申込者または製造事業者は製品全体に占めるバイオベース合成ポリマー含有率および植物由来合成繊維の質量割合、繊維材料供給事業者または原料樹脂供給者によるバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうち植物由来プラスチック（原料樹脂）は、ISO16620-2またはASTM D6866に規定される¹⁴C法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオマスベース合成ポリマー含有率に10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者（販売事業者を含む）が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ・バイオベース炭素含有率の測定を定期的実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
- ・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書

植物由来合成繊維に使用される植物由来プラスチック（原料樹脂）①、②の要件については、以下を提出すること。

- ① 栽培地（国、州、市等）から植物由来プラスチック（原料樹脂）製造までのサプライチェーン（フロー図等。精製、発酵等を含む）、および別表3への適合状況を記載した、原料樹脂供給事業者（販売事業者を含む）が発行する証明書を提出すること。
- ② 植物由来プラスチック（原料樹脂）のLCA評価の結果を提出すること（既存の論文等を参照することでもよい）。カーボン・オフセットによって相殺する場合には、カーボン・オフセットの内容および信頼性についての説明資料を併せて提出

すること。

ただし、エコマーク商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version3」、No.105「工業用繊維製品 Version3」認定商品の紡織基礎製品または中間製品を使用する場合は、当該糸・生地などの「商品名（商品ブランド名）」、「認定番号」および「型式（品番）」を付属証明書に記載することで、原料樹脂供給事業者（販売事業者を含む）または繊維材料供給事業者に係わる証明書（バイオベース炭素含有率の測定結果、植物由来プラスチック（原料樹脂）のトレーサビリティに関するチェックリスト、原料証明書（植物由来合成繊維）など）の提出に代えることができる。

f. 製品全体の総質量（繊維部分質量）の70%以上を占める構成材料が羊毛であって、以下①、②の全てに適合すること

①染色工程において、クロム系染料を使用していないこと。または、クロム系染料の使用低減に努めるとともに、製品は表3の基準を満たし、染色工程におけるクロムの排水処理が適正に管理されていること（排水基準として六価クロム化合物0.5mg/L以下、または該当する法規制値のいずれか厳しい方を満たしていること）。

表3 重金属（クロム）の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)他	
六価クロム	0.5 mg/kg以下 (検出限界以下)	0.5 mg/kg以下 (検出限界以下)	EN ISO105-E04-2014 OekoTex
総クロム	1mg/kg以下	2mg/kg以下	EN ISO105-E04-2014 OekoTex

②洗毛前の原毛（グリージーウール）における外部寄生虫防除剤の濃度が、表4の総量制限値を超えないこと。または、以下(i)、(ii)のいずれかに適合すること。

(i)対象となる羊毛の75%以上について、生産農家が特定されており、対象となる農場や家畜に対し表4の外部寄生虫防除剤が使用されていないことが現場検証に基づいて確認されていること。

(ii)羊毛洗毛業者は、廃水の排出を伴わない閉ループ式の水利用システムの運用、洗毛残留物および汚泥に存在する可能性のある表4の外部寄生虫防除剤の焼却による分解、洗毛現場から生じる残留物および汚泥を原料としたリサイクル品の製造、および焼却処理におけるエネルギーの回収を行っていること。

表4 羊毛中の外部寄生虫防除剤濃度に対する総量制限値

外部寄生虫防除剤の種類	総量制限値
<u>γ-hexachlorocyclohexane (lindane), α-hexachlorocyclohexane, β-hexachlorocyclohexane, δ-hexachlorocyclohexane, aldrin, dieldrin, endrin, p,p'-DDT, p,p'-DDD</u>	0.5 ppm
<u>Cypermethrin, deltamethrin, fenvalerate, cyhalothrin, flumethrin</u>	0.5 ppm
<u>Diazinon, propetamphos, chlorfenvinphos, dichlofenthion, chlorpyrifos, fenchlorphos</u>	2 ppm
<u>Diflubenzuron, triflumuron, dicyclanil</u>	2 ppm

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。製品全体の混用率について、製品全体の質量割合を記載した証明書を提出すること。

①については、染色工場によるクロム系染料の不使用証明書、もしくは色毎の試験結果および染色工場の排水管理を説明する資料（水質分析結果など）を提出すること。②については、IWTO試験法Draft59による試験結果（原産国別のサンプル、または全ての販売ロットに関する残留物）を提出すること。または羊毛の生産農家と該当物質の不使用に関する証明書、もしくは洗毛業者についての洗毛プラントの構成と外部寄生虫防除剤の分解を示す検査報告書を提出すること。

g. 製品全体の総質量（繊維部分質量）の70%以上を占める構成材料がセルロース系化学繊維であって、以下①、②の全てに適合すること

①セルロース系化学繊維に使用する原料（セルロース）について、第三者認証をうけた森林認証材（第三者認証規格にリサイクル材も対象となっている場合は、そのリサイクル材も含む）、またはコットンリンターからなる原料（セルロース）を70%以上使用していること（クレジット方式による算出割合ではなく、申込製品における実配合率として満たすこと）。かつ、森林認証材以外の木材が使用される場合にあっては、原料として使用される原木が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。

②繊維製造に使用されるパルプの漂白は塩素ガスの使用がないこと。繊維製造に使用される溶剤（レーヨン：二硫化炭素、キュプラ：銅アンモニウムなど）は、回収またはクローズドで再利用される設備を整えており、適正に管理されていること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。製品全体の混用率について、製品全体の質量割合を記載した証明書を提出すること。

①については、森林認証材の質量割合の証明書、および製品の第三者機関の認証書を提出すること（森林認証材以外の木材が使用されている場合は、森林認証材以外の木材についての合法性が確認されたものであって、CoC認証により認証を受けている製品であること）。申込製品について認証を受けていない場合は、糸段階以降の繊維製品の認証書、その認証品の出荷状況（商取引証明書など）および認証品の使用割合と管理方法を説明した証明書を提出すること。コットンリンターについては、4-1(1)aによる証明方法を参照すること。②については、繊維製造事業者による証明書を提出すること。

④有害物質に関する基準について、製品加工剤、禁止染料・顔料の追加
(分類B、C、Eで変更)

(2)製品の各種加工（防かび、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白）について、必

要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮すること。また、し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、表Xの基準値に適合すること。ただし、毛製品は上記加工について配慮に加え、ディルドリン・DTTB使用加工については厚生省令34号へ適合していること。

抗菌剤を使用する場合は、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマークなどの認証を受けていること。

表 X 繊維製品加工剤の基準

物質名	基準値	試験方法	対象製品
有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルすず化合物	検出しないこと	厚生省令 34号	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34号 OekoTex	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品
APO TDBPP ビス(2・3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	検出しないこと	厚生省令 34号	防炎剤、難燃加工剤が使用されている製品
PFOS	1µg/m ² 以下	CEN/TS1596	フッ素系撥水剤、はっ油剤、防汚加工剤が使用されている製品
PFOA	乳幼児用：0.1mg/kg 以下 その他：0.25mg/kg 以下	8:2010 ISO25101 OekoTex	
DEHP/ DBP/ BBP/ DNOP/ DINP/ DIDP	0.1wt%以下	EN15777:2009 厚生省告示 370号 OekoTex	乳幼児用製品でプリントがされている製品

【証明方法】 ※証明者＝申込者および製造工程担当事業者

製品の加工の有無を付属証明書に記載すること。加工がある場合は、付属証明書に従って加工剤の種類および使用料などを報告すること。毛製品はディルドリン・DTTB使用加工の有無を記載し、加工がある場合は、厚生省令34号への適合について説明すること。本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、申込者または製造事業者は製品の加工の有無などを記載した証明書を提出すること。対象となる種類の加工あるいは薬剤が使用されている場合には、表Xの対象物質の不使用を確認できる安全データシート、または試験結果などの証明書類を提出すること。抗菌剤を使用する場合は、SEKマークなどの認証を受けていることを示す書類を提出すること。

- (4)製品に使用する染料、顔料において、別表1の①、②、③に定める染料・顔料、およびクロムを処方構成成分として添加していないこと。羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。ただし、羊毛のクロム系染料については、分類B「布製ショッピングバッグ、トートバッグ」4-1.(1).f.①に定めるクロムの要件を満たすことでもよい。

【証明方法】

製品を染色する工場長の発行する証明書を提出すること。本項目への適合を付属証明書に記載すること。染色工場（原着、プリント含む）による当該物質の不使用証明書、あるいは試験結果を提出すること。「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準（日本繊維産業連盟）」に準拠し、小付属を除く全ての繊維材料について、サプライチェーンの各段階において別表1の①、②、③に定める染料・顔料およびクロムの不使用を不使用宣言または試験結果などの書面により確認し、トレーサビリティを明確にして管理を行っている場合は、申込者または製造事業者による管理方法を説明する証明書（確認書類のサンプルを含む）でもよい。なお、羊毛についてクロムの使用がある場合は、分類B「布製ショッピングバッグ、トートバッグ」4-1.(1)f①の証明方法を参照すること。

別表 1

使用が禁止される染料リスト（繊維）

- ① 分解して下記の発がん性アミン類を生成する可能性があるアゾ系色素（ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験集成で定められた分析方法JIS L 1940-1 およびJIS L 1940-3 (ISO24362-1、ISO24362-3、あるいはEN 14362-1、EN14362-2) により下記の芳香族アミンの検出値が30mg/kgを超えて検出されるもの）

CAS No	名称
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3'-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide
95-53-4	o-Toluidine
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

- ② 発がん性染料

CAS No	C.I.	
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150

6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
632-99-5	C.I. BASIC VIOLET14	
82-28-0	C.I. DISPERSE ORANGE11	

③ 皮膚感作性染料

CAS No	C.I.	
2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
	C.I. DISPERSE BLUE 106	
	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
	C.I. DISPERSE ORANGE 37	
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
	C.I. DISPERSE BLUE 102	
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
	C.I. DISPERSE YELLOW 49	
	C.I. DISPERSE BROWN1	

(分類 C、D、E) 別表 2 長期使用設計チェックリスト

型式名称

社 印

申請者

チェック項目設定の考え方は、「解説」B-1 項(5 ページ)を参照ください

分類	No.	要求	対象	実現	獲得ポイント数	添付資料	ねらい
構造と縫製	1	本体のまどめの縫製は二度縫いがされているか。	本体部分	はい / いいえ	1	なし	糸のほつれ防止
	2	特に力が掛かりやすい部分は二度縫い、バータック加工(棒状の補強縫製)、並縫いの途中の返し針、鋸・カンメ・リベット止めなどの補強がされているか。	把手やショルダーの付け根部分、ポケット部分	はい / いいえ	1	本書類に補強の内容を記入()	糸のほつれ防止
	3	縫合部の生地は切り口は、裁断面が表に出ないような縫製がされているか、あるいは縁を縫い付ける、パイピングを行うなどのほつれ防止対策がされているか。	本体の縫合部	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入()	糸のほつれ防止
	4	裏地の取付箇所は、補強縫製がされているか。	本体裏地の取付箇所	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入()	糸のほつれ防止
	5	ファスナーの取替え(縫い直し)を前提に設計がされているか。	本体のファスナー開口部	はい / いいえ	1	なし	修理の容易化
	6	磨耗しやすい部分は、他の部分より丈夫な生地を用いる、補強部材でガードするなどの対策がされているか。	本体部分(かど)、把手	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入()	長期使用の促進
	7	製造事業者(製品企画者を含む)は、申込製品の企画段階からフィールドテストを行い、不具合が発生しないか、不具合が出た箇所について対策を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	8	製造事業者(製品企画者を含む)は、高温・多湿などの過酷な条件下において、申込製品の耐久性試験を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	9	縫い目から生地が破断してしまわないよう、生地の材質に応じて、適正な縫い目のピッチ(間隔)で縫製を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	
材料の選択	10	表地の [x] % 以上にリサイクル繊維、または再生プラスチックを使用しているか。	製品全体(表地)	X ≥ 50 X ≥ 40 X ≥ 20	3 2 1	繊維材料リスト(記入表 101-9) および原料供給証明書(記入表 101-5)	環境負荷低減効果
	11	表地の [x] % 以上に植物由来合成繊維、または植物由来プラスチック(PE、PET、PLA、PPT)を使用し、バイオベース合成ポリマー含有率が [y] % 以上であるか。	製品全体(表地)	X ≥ 25 かつ Y ≥ 10	3	繊維材料リスト(記入表 101-9) および原料供給証明書(記入表 101-9)	環境負荷低減効果
	12	ファスナーは、JIS S3015 の強度規格を満足するものを採用しているか。	ファスナー	はい / いいえ	1	採用するファスナーが JIS 規格に適合していることを証明する試験結果(JIS 認定工場の写しでも可)	長期使用の促進
	13	ファスナーは、スライダーの交換が可能なものを採用しているか。	ファスナー	はい / いいえ	1	なし	修理の容易化
	14	縫製糸は、ナイロン糸や、番手の太いもの(20 番以上)を採用しているか。	製品全体(主要部分)	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	15	生地は、たて糸・よこ糸の太さが太いものや、強撚糸ナイロン、アラミド繊維ナイロン(バリスティックナイロン)など強度に優れたものを採用しているか。	製品全体(主要部分)	はい / いいえ	1	本書類に選択した材料を記入()	長期使用の促進
	16	生地は、JIS L0849 にもとづく摩擦染色堅牢度が乾燥・湿潤ともに 3 級以上のものを採用しているか。	製品全体(主要部分)	はい / いいえ	1	JIS L0849 にもとづく試験結果(写しでも可)	長期使用の促進
	17	金具同士が擦れ合う箇所は、摩擦に強い金属(鉄など)を採用しているか。	肩ひもの取り付けフック部分など	はい / いいえ	1	本書類に選択した材料を記入()	長期使用の促進
長期使用化	18	1 年間以上(ランドセルについては、6 年間以上)の長期保証制度が用意されているか。なお、長期保証制度は、保証開始日と保証期間、ならびに保証内容(保証対象となる部分、請求できる内容(修補請求など))を明確にしていることを条件とする。	製品全体	はい / いいえ	3	製品の長期保証制度の概要を説明する資料(品質保証書など)	長期使用の促進

合計

ポイント

⇒

判定:

適合・不適合

別表3 植物由来プラスチック（原料樹脂）のトレーサビリティに関するチェックリスト

No	目的	要求（実現されなくてはならない項目）	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
1	地球温暖化の防止、自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、直近10年以内に森林からの土地改変が行われていないか。	農地	☐はい/ ☐いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の土地改変に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [_____] ・公表場所 [_____] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [_____] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） [_____]
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	☐はい/ ☐いいえ/ ☐適用外 (不使用)	<input type="checkbox"/> 現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [_____] ・公表場所 [_____] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [_____] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） [_____]
3	土地の酸性化・富栄養化、水質汚染の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)で規制されている農薬が使用されていないか。	農地	☐はい/ ☐いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の肥料・農薬に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [_____] ・公表場所 [_____] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [_____] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） [_____]

No	目的	要求（実現されなくてはならない項目）	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
4	適正な水利	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/	<input type="checkbox"/> 現地の水使用に係る法令（取水制限など）を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [_____] ・公表場所 [_____] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [_____] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） [_____]
5	再生資源の利用,食糧との競合回避	植物由来プラスチック（原料樹脂）の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 適用外（入手不可）	使用する再生資源名 [_____] 再生資源の発生量・割合 [_____]
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 適用外（左記に該当しない）	<input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） [_____]
7	非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において、非化石エネルギー源（例えば、バガスやバイオガスなど）や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	エネルギー名と活用方法 [_____]
8	法令順守	植物由来プラスチック（原料樹脂）製造を行う工場が立地している地域などの法令に従い、工場における排水の管理が行われているか。	樹脂製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	工場排水の管理について説明した資料を添付すること。

以上